○農林水産省令第二十六号

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第四条第二項第三号の規定に基づき、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行規則の一部を改正する省令

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行規則（平成五年農林水産省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　電気業

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○経済産業省令第十八号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十四条第二項第一号の規定に基づき、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　赤松　広隆

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十一号）を次のように改正する。

第一条第一項の表中「経済産業大臣の」を「経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものとして」に改める。

様式第二の二を次のように改める。

様式第２０２（第１条関係）

電気関係学科科目別授業内容及び履修単位明細書

科目区分	学科目	単位数	時間数	学科目の概要
①電気工学又は電子工学等の基礎に関するもの	第一欄			
	小計			
	第二欄			
	小計			
	計			
②発電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの	第一欄			
	小計			
	第二欄			
	小計			
	計			
③電気及び電子機器、自動制御、電気エネルギー利用並びに情報伝送及び処理に関するもの	第一欄			
	小計			
	第二欄			
	小計			
	計			
④電気工学若しくは電子工学実験又は電気工学若しくは電子工学実習に関するもの	第一欄			
	小計			
	第二欄			
	小計			
	計			
⑤電気及び電子機器設計又は電気及び電子機器製図に関するもの	第二欄			
	計			

備考　1　単位数は、学年別及び学期別に記入すること。

2　第一欄、第二欄の別は、別に告示で定める授業内容の第一欄、第二欄の区分によること。

3　それぞれの科目区分に該当する学科目は、別に告示で定める科目区分ごとの授業内容のものとすること。

4　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

附　則

1　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

2　この省令の施行の際現に改正前の電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項の規定による認定を受けている者は、この省令による改正後の電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項の規定による認定を受けた者とみなす。

○経済産業省令第十九号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第十七条第一項及び第二十六条（第三十七条の七第一項及び第三十七条の八において準用する場合を含む。）の規定に基づき、ガス事業会計規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　赤松　広隆

ガス事業会計規則等の一部を改正する省令

（ガス事業会計規則の一部改正）

第一条　ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「適正な費用の額」の下に「及び当該有形固定資産に係る資産除去債務（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第七十五条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）の額に相当する額」を加える。

第五条中「取得に要した費用」の下に「及び当該有形固定資産に係る資産除去債務の額に相当する額」を加える。

第八条の見出し中「受払」を「整理」に改める。

第九条の前に見出しとして「（たな卸資産の庫入価額）」を付する。

第十条の前に見出しとして「（たな卸資産の払出価額）」を付し、同条中「、後入先出法」を削る。